

○渡辺議長 次に、安田議員。

〔安田議員質問席へ〕

○安田議員 私は、平成元年9月米子市議会定例会に当たり、大要2点について質問をさせていただきます。市長を初め、関係部長の明快な答弁をお願いをいたします。

最初に、マイナンバーカードの普及促進についてお伺いをいたします。このマイナンバー制度ですが、本年3月議会におきまして、同僚の前原議員からも質問をいたしました。その続きということで御理解をいただきたいと思っております。2016年、平成28年1月から始まったシステムですが、なかなか普及していないのが現状であります。最初に、交付率についてお伺いをいたします。調べてみますと、全国平均が7月1日現在で13.5%ということで、鳥取県の平均が10.6%、東京は18.1%、神奈川県は17.1%でありました。本市のマイナンバーカードの直近の交付枚数率についてお伺いをいたします。また、コンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書などの交付枚数についてもお伺いをいたします。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 本市のマイナンバーカードの交付枚数率につきましては、7月31日現在10.4%でございます。また、コンビニの証明等の交付枚数につきましては、合計3,758通で、住民票が約1,800、印鑑登録証明が約1,300というふうになっております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 コンビニの証明書等は交付枚数も年々ふえてきているというのがうかがえると思っております。本市の交付枚数率は10.4%という答弁でありましたけれども、公務員の方は本年度末までにマイナンバーカードを取得するとお聞きしましたが、その取り組みをお願いをします。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 公務員に対する取得促進の取り組みについてでございますが、まず、本市職員につきましては、7月以降、各職場を巡回いたしまして、申請手続補助を行ったところでございます。今後、鳥取県西部広域行政管理組合ですとか、県、国の機関等についても巡回、申請補助を行うこととしております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 次に、目標の設定と申しますか、ある程度スケジュールが組んでありまして、ある年度年度では目標を設定していかなければならない、このように思うわけでありまして、令和3年3月からはマイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用しますし、また、マイポータルにおいては、特定健診の情報の閲覧を開始をいたします。それから、10月からは、薬剤情報、医療情報の閲覧も開始をいたします。令和4年度にはマイナンバーカードが健康保険証となります。本市の交付枚数率の目標について、伺いをしておきたいと思っております。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 交付枚数率の目標についてでございますが、国におきましては、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定しまして、普及と利活用の促進を図る方針としておるところでございますが、本市におきまして、年度ごとの目標ということはまだ定めておりませんが、国の方針、令和4年度中にということを目標として取り組むこととしております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 それで、年度ごとの目標というのをある程度設定をしていただいて、そうするためには、このような取り組みが必要なんだ、こういうふうにしていくんだよということをやっぴりある程度具体的にスケジュール感を持ってやってほしいなど、こう思いますので、よろしくお願いします。

それで、最終的には何%ぐらいを目標にしておられるんですか、その辺、ちょっと聞いておきたいと思います。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 国のほうでまだ最終的な数値というものは示されておりませんが、100に近い数字を令和4年度中にということを求めておりますので、やはりそこは目指したいというふうに考えております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 わかりました。100%を目指して頑張っていただきたいなと思っております。

次に、改正健康保険法等が5月15日に成立し、5月22日に公布されました。そこでは、オンラインで医療保険の資格確認導入が盛り込まれました。政府は、いわゆるマイナンバーカード、個人番号カードの普及促進に向けて、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用し、2020年度中におおむね全ての医療機関でマイナンバーカードによる資格確認を導入する方針を固めました。直ちに現在の健康保険証が利用できなくなるわけではないようですが、たくさんの方が申請に来られると予想されますが、本市のマイナンバーカードの窓口対応についての取り組みをお伺いしておきたいと思います。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 本市における窓口対応の取り組みについてでございます。現在、来庁者に対しまして、取得勸奨、写真撮影、市民課ホールでのチラシ配布、ポスター掲示等を行っており、行政窓口サービスセンターにおきましても、チラシ配布、ポスター掲示を行っているところでございますが、今後カード申請の交付申請の増加が見込まれまして、市民課窓口の混雑が想定されますので、総務省の補助要項が明らかになり次第、市民課ホールに専用ブースを設けまして、普及促進を図ることとしております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 次に、オンライン資格確認は、医療保険事務の円滑化、確実化が目指すものであります。例えば、企業で働いていたサラリーマンが退職後にも在職中の被保険者証を返還せずに使用して診療を受ける事例が少なからずあるようで、1カ月当たり30万から40万件に達するようであります。この場合、医療機関は、保険者証を発行した保険者に7割分の請求を行いますが、その人は既に退職しているため、医療機関への支払いが行われない、あるいは保険者が退職者分の医療費を負担することになってしまいます。2022年度中におおむね全ての医療機関でマイナンバーカードによる資格確認を導入するというスケジュールが描かれております。オンライン資格確認を行うためには、医療機関や薬局の窓口にはカードリーダーなどを設置することが必要で、これは医療機関に導入コストを生じることがを意味しますが、医療機関における初期の設備導入経費及び電子カルテの標準化に向けた経費の補助についての要件についてお伺いをしておきたいと思っております。

○渡辺議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 議員お尋ねの医療機関や薬局で、いわゆる保険証資格を確認するシステムの初期導入費用及び電子カルテシステムの初期導入費用に係る補助についてのお尋ねであると思っておりますが、国におきましては、令和元年度に約300億円の予算措置をして支援基金を創設するという事は、それを創設することにより、いわゆる医療分野におけるICTの支援をされるということは伺っておりますが、補助の詳細については、大変申しわけございませんけれども、承知はいたしておりません。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 これからそのような形のメニュー等もきちっと出てくると思っておりますので、その辺はよく見ていただきたいなど、こう思います。

次に、マイナンバーカードの普及促進についての取り組みですが、前議会で前原議員も、前橋市では市内1階に申請用のブースを設けて、タブレット端末を使用し写真撮影し、申請も同時に行っていました。また、前橋市の郵便局の協力を得て、市内郵便局でも申請が可能になっています。全国1位の交付率の都城市では、同様の申請補助、1人、所要時間約5分から10分程度を行い、市役所に特設ブースを作成して促進しています。また、市内、5人以上の申請があれば、どこでも巡回して、申請補助を行っていますとの先進市の取り組みも紹介をしておりました。米子市でも申請用のブースを設置して大々的に取り組む必要があると思っておりますが、見解を聞いておきたいと思っております。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 ブースの設置についてでございますが、来庁者向けにつきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、市民課ホールへの専用ブースを設置することとしております。また、巡回申請につきましては、巡回申請補助につきましては、国や県の機関、公民館等での巡回申請に取り組みたいというふうに考えております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 この巡回申請についてですけれども、これから各企業とか、それから、いろ

んなところから、ある面では申請に来てほしいと、申請の申し込みをしたいというような話も来るのではないかなと思いますけれども、そのような対応はどのようにされるんですか、聞いておきたいと思います。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 各企業からの申請補助の要請につきましても対応してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 よろしくお祈いします。

それから、申請用のブースを設置する必要ですけれども、体制の整備もあわせてお祈いをしたいと思ひます。市民の方が押しかけてきて大混雑することのないように、事前の広報が大切と思ひますが、本市の今後の取り組みをお伺いしておきたいと思ひます。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 まず、広報についての取り組みでございます。これまで広報誌等で周知に努めてきたところでございますが、令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証としての運用が開始されることに伴いまして、申請手続のため、市民課窓口、大変な混雑が想定されますので、早期の申請につきまして、今後ホームページ、SNS、広報、チラシ、あらゆる媒体を通じまして周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 しっかりとそこを今後はお祈いをしたいなと思ひます。

それで、思ひますのに、先ほどの交付枚数率ですかね、10.何%ということは、約1万5,000人ですね。それから、1日に100人来た場合に、年間で約3万人。来年度からスタートして、4年度末までに3年間で約9万人ぐらいしかできない。1日に100人を対応するというは非常にたくさんある面では労力が要るんじゃないかなと思ひますし、先ほども言ひましたように、企業に行くとか、それから、いろんなところ、公民館に行くとか、そういうようなことも含めたら、相当な人数が必要だと思うんですよね。その辺も含めて、体制の整備というのは、本当に必要じゃないかなと。もっともっと根本的に考えて、どのような状況になるのか、本当にパニック状態にならへんかなと、こう思っているんですけども、その辺の体制というのをしっかりとつけてほしいと思うんですけど、その辺はどのように考えておられますか。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 マイナンバー普及促進の体制整備についてのお尋ねでございます。今後さまざまな取り組みで普及促進を図ることとしておりますので、その都度、進捗状況に応じて必要に応じた体制整備をしてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 先ほども言ひましたように、すごいことにならへんかなと。特に健康保険証がある面ではスタートする、それから、4年度末には本当にすごい人が来られるんじゃない

いかなど、こう思いますので、その辺をよろしくお願いします。

次に、マイキープラットフォームの活用についてですけれども、図書館等の利用者カード、公共施設の利用カード、自治会のボランティア活動、健康マイレージなどのポイントを加算して、たまったポイントで地元で買い物ができるようにする、クレジットカードのポイントや航空マイレージ等を合算して地元店舗で買い物ができるようにするなど、そういう仕組みをスタートしております。本市も総務省所管のマイキープラットフォーム運用協議会に参加するなどしておられますが、本市の取り組みについてお伺いしておきたいと思います。

○**渡辺議長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** マイキープラットフォームの活用についてでございますけれども、本市におきましては、近隣の市と、いわゆる先ほど議員おっしゃられました自治体ポイントの広域導入について協議を進めようと思っていたところでございますけれども、まだ具体的な検討には至っておりません。なお、御承知かと思いますが、本当にこの先週、今週に入ってから、国におきましては、この自治体ポイントがなかなか拡充というのができないということから、ちょっと私ども、詳細は詳しくは把握はしておりませんが、これを全国共通ポイントへ変更されたという情報が入ってきたというところでございます。

○**渡辺議長** 安田議員。

○**安田議員** 次に、マイキープラットフォームとは、図書館等の公共施設の利用カードや商店街のポイントカード等、さまざまなカードの利用番号をマイキーIDとひもづけすることによって、マイナンバーカード1枚で各種多様な利用カードを必要とする各種サービスを理由可能とするシステムであります。マイキーIDとは、マイナンバーカードのICチップ内には公的個人認証サービスのための利用者証明用電子証明書の発行番号が保持されており、この利用者証明用電子証明書発行番号に対応して、利用者が任意に作成するIDであります。マイナンバーとは異なる番号でありますけれども、米子市の申請用のブースにはマイナンバーカード交付時にマイキーIDの所得支援が必要と思いますが、見解をお伺いしておきたいと思います。

○**渡辺議長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** マイキーIDの取得支援についてでございます。マイナンバーカードを行う専用ブース、先ほど市民生活部長が御答弁させていただきましたが、その専用ブースにおいて、いわゆるマイキーIDの設定ができるように支援を行いたいと、そういうふう考えております。以上です。

○**渡辺議長** 安田議員。

○**安田議員** メールアドレスが要るとか、それから、暗証番号が要るとか、結構複雑なんですよ。インターネットでもできるようなんですけれども、その辺も含めて、広報をやりながら、こういうことをある程度自分で考えてきてくださいねというようなことも考えていただきたいなと思います。

○渡辺議長 項目が変わられますかということ。

○安田議員 まだです。

○渡辺議長 どうぞ。

○安田議員 いいですか。

○渡辺議長 はい。

○安田議員 先ほどの地方紙での話ですけれども、9月2日に地方紙に一斉に全国共通新ポイント発行との報道が流れました。これまで消費税率引き上げの反動減対策として、ここのポイント還元につき、来年度は第2弾として、自治体ポイント、マイキープラットフォームを活用して、プレミアムポイントをお届けするとしてきました。この方針を大きく変更するという内容になっております。変更の理由としては、現行の自治体ポイントは参加する自治体も少なく、活用できる店舗も少ない。これを一気に拡大する方向であったが、各自治体から強い抵抗があったもの、また、来年度までにこうした状況を打開できる環境が整わなかったもの、こうした状況が全国で展開できるような形になったというのが今回の方針転換であります。米子市においても、自治体ポイントを利用できる店舗の募集及び広報をすべき、このような形で全国で展開できますので、そういうような形で広報をしっかりとすべきだと思いますけれども、その辺の見解を聞いておきたいと思います。

○渡辺議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 いわゆる全国のいわゆるポイント、まさに議員がおっしゃられましたように、今週になって、いきなり国が方針を変えてきたというものでございます。それがゆえに、まだ詳細については、私ども十分存じているわけではございませんが、当然いわゆる消費活性化策の1つであるというふうに認識しておりますので、制度の広報、そして、先ほど申し上げましたマイキーIDの取得支援などのそういう取り組みについては、やっぱりしていくこと、そういう取り組みを本市としてはしていかなければならないかなというふうに今現在想定しているところでございます。

○渡辺議長 暫時休憩してよろしいですか。

○安田議員 はい。

○渡辺議長 暫時休憩をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○岩崎副議長 休憩前に引き続き、会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。
安田議員。

○安田議員 次に、マイナンバーカードを活用した消費活性化策が令和元年度予算119億3,000万計上されております。消費税率引き上げに伴う駆け込み反動減に対応して、中小、小規模事業者向けに消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、消費活性化のため、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討しています。実施に向けて、

自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進しております。また、平成31年度予算においては、臨時、特別の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化のための準備経費を計上されております。本市においても検討すべきと思いますが、見解をお伺いしておきたいと思っております。

○岩崎副議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 いわゆるマイナンバーカードを活用いたしました消費活性化策でのお尋ねだと思います。御案内のように、先週でしょうか、国のほうといたしましては、いわゆるマイナンバーカードを活用した消費活性化策として、全国の共通ポイント、それを創設するというございました。本市におきましても、まだ詳細は十分承知してはおりませんが、この国が創設する全国共通ポイント、この制度に合わせて、必要な広報ですとか、午前中でもお話しさせていただきましたマイキーID取得の支援、そういうことの広報をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○岩崎副議長 安田議員。

○安田議員 ちょっと長くなりますけれども、総務省がマイナンバーカード申請交付機会の拡大等についてということで、通達みたいなんがあります。臨時措置として、他の行政機関等との連携強化により、申請窓口の拡大と申請勧奨、一体的手続等を進めることとし、本年8月より順次、市町村の要請等に応じ、取り組みを行うというふうになっております。ハローワークにおいては、市区町村の要請を受けて、雇用保険受給説明会にあわせて、申請窓口を設置すること等を通じ、ハローワーク利用者へのマイナンバーカードの取得を勧奨すると。それから、税務署においては、e-Taxの普及とあわせ、全国の税務署において市区町村の要請を受けて、確定申告等の機会に申請窓口の設置を行う。それから、運転免許センター等についてですけれども、運転免許証の更新手続の際に、写真を活用する等、一体的にマイナンバーカードの交付申請を市区町村が受け付けるモデル事業を運転免許センター等において実施して、円滑な事務フローを作成し、市町村の要請を受けて横展開を行うなどとなっております。それから、病院、これはいいですかね、病院、介護施設等については、マイナンバーカードの健康保険証利用の周知等とあわせ、市区町村と連携し、出張申請サービスの実施等を推進をしておりますし、それから、郵便局については、全国の郵便局ネットワークを活用し、市区町村の要請を受けて、郵便局の空きスペースの提供等を行い、出張申請サービス等を推進するなど、公的機関においてもいろんな取り組みがこれから行われるようになってくると思っております。米子市においても、確定申告とか、それから、郵便局の空きスペースとか、その地域を巻き込んで申請の拡大、受け付けの拡大をしていただきたいと思いますけれども、見解をちょっと聞いておきたいと思っております。

○岩崎副議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 今、議員御指摘のように、いろんな場面を捉まえまして、普及の促進に努めてまいりたいと思っておりますし、本庁においでのお客様に対しましても、国保の加入手続ですとか、児童手当の手続ですとか、おいでになりましたお客様には案内をいたしま

して、加入の手續、進めたいというふうに考えております。

○岩崎副議長 安田議員。

○安田議員 それでは、大きな2点目として、防犯対策についてお伺いをしておきたいと思っております。最近のテレビのニュースや新聞等で、凶悪な傷害事件から身近な窃盗事件まで、犯罪報道がされない日はないと言えるほど、日本の安全神話も崩れてしまいました。日本の警察では、これまで検挙にまさる防犯なしを基本方針に、犯罪対策に取り組んできましたが、ひったくりなどの街頭犯罪や空き巣の激増、予測不能な暴力犯、そして、多様化、高度化する犯罪発生に対して、従来の手法では対応が追いつかず、検挙率も落ち込むという、市民が無法地帯にさらされかねない状況に追い込まれております。欧米では、この二、三十年間の間に犯罪の抑制、減少傾向に転じつつあるそうですが、取り組みの視点を検挙から予防へ、犯罪の原因から犯罪の機会へとシフトしたところにその要因があると言われております。犯罪の発生は、その原因を取り除くことによって抑制するには限界があり、むしろ犯罪原因をなくすことができなくても、機会がなければ犯罪は実行されないという考え方が主流となりつつあるようです。つまり、この機会なければ犯罪なしという理念に基づいた予防的方法によって、犯罪を抑制することが可能となるというものであります。安心・安全なまちづくりのための防犯対策は、この予防的方法を取り入れながら進めていくべきではないかと考えます。特に子どもを狙った卑劣な犯罪に対しては、断固これを起こさせない対策を講じなければなりません。もちろん犯罪を取り締まる部分は警察が所管するところですが、市としての対策、市民に対する啓発を通して、できることはどしどし取り組んでいただきたいと強く要望するものであります。

最初に、スーパー防犯灯という新しいタイプの防犯灯があります。このスーパー防犯灯とは、道路、公園等の街灯における犯罪防止のため、防犯灯に非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を装備し、緊急時に警察に直接通報することができる装置で、防犯効果が大きいと言われております。また、このスーパー防犯灯とは別に、子ども緊急通報装置なるものがあります。これは、子どもの安全を守るための装置で、スーパー防犯灯に似た装置と機能を持っているが、防犯灯や防犯カメラは備えていない、このようなものであります。米子市においては、このスーパー防犯灯は設置されてますが、運用状況についてお伺いをしておきたいと思っております。そして、子ども緊急通報装置は、全国のモデル地区で設置が進んでおります。本市でも、ぜひ子どもの緊急通報装置の導入を検討すべきと思っておりますが、見解をお伺いをしておきたいと思っております。

○岩崎副議長 辻総務部長。

○辻総務部長 本市における防犯カメラの設置状況について、市長事務部局について、まずお答えいたします。本市の設置状況は、まず、東山公園駅とその周辺に計3台、市営武道館に4台、市営弓道場に3台、米子駅前地下駐車場に25台設置しているほか、公立の保育所は全てつけておりますし、民間移管いたしましたコスモスにも設置していたところがございます。また、今年度におきましては、本庁舎1階の正面東側、西側の玄関及び宿

直室前、計4カ所に設置する予定としているところでございます。今後の設置の計画ということについてでございますけれども、弓ヶ浜公園、皆生海浜公園に各1台設置する予定としております。また、米子駅前南北自由通路に4台を設置することとしておりますほか、議員の御指摘もありますように、必要に応じて増設を考えたいというふうに思っているところでございます。

○岩崎副議長 松下教育委員会事務局長。

○松下教育委員会事務局長 防犯灯の設置状況につきまして、教育委員会関係の施設について、私から御答弁させていただきます。小学校におきましては、23校全てに設置しておりまして、設置台数は40台でございます。中学校では11校のうち10校に設置しており、設置台数が51台で、小中学校合わせて91台設置してございます。公民館につきましては、現在のところ防犯カメラの設置はございません。また、今後につきましては、未設置の中学校1校に1台設置する予定でございますが、公民館につきましては、現時点では設置する予定がございません。

○岩崎副議長 安田議員。

○安田議員 防犯カメラの分の今答弁だったんですけれども、スーパー防犯灯って御存じでしょうか、総務部長。ミトヤ小学校でしたかいね、の前のほうにあらへんかなと思って、私は思ったんですけれども。ミト……。就将か、就将小学校ですか。運用状況というのはいわかりませんか。

○岩崎副議長 辻総務部長。

○辻総務部長 申しわけありません。調べまして、後ほど御回答させていただきたいと存じます。

○岩崎副議長 安田議員。

○安田議員 先ほどの防犯カメラの質問も私、用意しておりまして、それで、答弁もいただきました。防犯カメラ、ちょっと気になるところが、これから設置するところもあると思いますし、それから、設置してあるところもあると思うんですけれども、1つ気になることは教育委員会の小学校のところなんですけれども、何かまだないようなところもあるように聞いておりますし、それから、機能というのですか、機能の中で、実際に録画できないような機能もあるようなところも聞いておりますけれども、その辺のぐあいをちょっと今後どのようにされるのか、聞いておきたいと思います。

○岩崎副議長 浦林教育長。

○浦林教育長 今の設置状況につきましては、事務局長のほうで話しましたように、小学校には全てついておりますけれども、今、おっしゃったように、録画機能があるのかということですが、録画機能のないもののほうが多いという状況でございます。これは、民間団体からの御寄附いただいたんですが、その前に、県外でしたけれども、ある小学校に不審者が乱入して、子どもたちが犠牲になるというようなことがあった後でしたけれども、そういったことを受けて、民間団体からつけていただきました。それでは十分じゃないか

と言われれば、録画機能のあるほうがより安全性は高いというふうには思いますけれども、防犯カメラの録画機能のないものにつきましても、外部から不審者の侵入に対して、教職員であるとか、子どもたちが意識を持って、防犯意識を高めるというようなことで、随分活躍したといえますか、貢献してもらったという認識は持っております。それから、学校の管理ですけれども、平日は小学校、中学校とも教職員が常駐しておりますし、それから、休日や夜間は警備会社による機械警備を行っておりますし、不測の事態には備えておるといところでございます。ですが、今おっしゃったように、切りかえの時期にも来ておりますので、聞くところによりますと、前のものが古くなったら録画機能のついたものにかえていくという学校の状況もございますので、このあたりはそういった方向で住んでいくし、進めていかなければならないかなというふうに考えております。

○岩崎副議長 安田議員。

○安田議員 防犯カメラに関してですけれども、公園というのは、子どもたちの遊び場や地域住民への交流の場を提供し、災害時には避難所となるなど、良好な住環境を形成するため、必要不可欠なオープンスペースであります。一方で、公園で遊ぶ子どもに声をかけ、卑劣な犯罪に及ぶケースや迷惑行為、ごみの不法投棄などが全国各地で起こっており、公園における犯罪対策の強化は課題とも言えます。警察の調べでは、昨年1年間の米子市における子どもに対する声かけ事案は56件発生しております。この声かけ事案は、声をかける、手を引く、肩に手をかける、跡をつける等の行為で、略取誘拐、性的犯罪等の重大犯罪の前兆として定義されております。また、発生場所を見てみると、第1が路上で最も多く、次いで第2位が公園という結果になっています。一方で、防犯カメラに写される市民の反応はというと、調査によると、公共の場所に防犯カメラが設置されることについて、どのように思いますかとの質問に対し、できるだけ多くの場所に設置してが49%、犯罪を抑止するのに効果的な場所だけ設置してほしいが37%、設置してほしいと思わないが5%となっております。実に86%の人が犯罪抑止のため、防犯カメラの設置を希望していることが明らかとなっております。

次に、先進地にどのようなになっているのか調査したところ、大阪市では、公園の防犯カメラの台数が飛び抜けて多いことがわかりました。さらに、調査を続けると、大阪市では、独自の取り組みを進めていることを突きとめました。防犯カメラの設置となると、行政が特に頭を悩ますのが1台当たり70万円とも言われる高額なイニシャルコストとランニングコストの問題であります。しかし、大阪市では、自動販売機設置業者が防犯カメラの設置費用や光熱水費を負担する公募方式となっており、契約は最長で10年まで延長することができ、初期投資を事業者が回収しやすくしています。これにより、市は防犯カメラの設置のイニシャルコストとランニングコストをゼロにしていたのです。さらには、行政財産の目的外使用料として、1台当たり、年間平均5万7,000円の収入を得ており、平成30年度実績では211の公園で1,261万円の増収となっていました。つまり、税負担なしで防犯カメラが設置でき、なおかつ、自主財源の確保も進み、防犯対策もできるとい

う三拍子そろった取り組みが進められています。大阪市では、この取り組みを5区221公園で先行的に実施していましたが、1年半が経過したところで、地域や事業者、警察へのアンケート調査を行う検証を行った結果、夜間の迷惑行為やいたずら行為の抑止効果があった。防犯カメラの画像提供により、痴漢、おれおれ詐欺、強制わいせつ、窃盗など、年間約50件の容疑者の特定や犯人の検挙に結びついたとして、本年4月から残りの19区を含めた全24区989公園での展開を始めました。本市においても、大阪方式が導入できれば、市や市民、事業者においてもメリットのある事業となることは間違いありません。通学路における見守り空白地帯の一部もカバーできます。ぜひとも米子市でも導入を検討すべきではないでしょうか、見解をお伺いをしておきたいと思います。

○岩崎副議長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 自動販売機設置業者によります防犯カメラの設置の検討についてでございますが、議員言われますように、大阪市のほうでは、防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機における防犯カメラの設置及び画像データ運用管理に関する要領というものを作成されておりまして、各区ごとに設置業者の公募をされていると伺っているところでございます。この手法の導入につきましては、プライバシー保護との関係もございまして、先進地や設置業者のほうに聞き取りを行うなど、調査、研究をしてみたいと考えております。

○岩崎副議長 安田議員。

○安田議員 次に、防犯カメラ設置に関する本市の見解について伺いたいと思います。公共の場に防犯カメラを設置する場合、肖像権やプライバシーの侵害に当たる可能性もあり、その設置に当たっては、法律や条例の根拠を必要とするとの学説もあります。これを受け、杉並区では全国で初めて防犯カメラの設置及び利用に関する条例を制定し、現在では、多数の自治体で同様の条例を制定をしております。一方、鳥取県においては、防犯カメラの設置及び運用に関する指針が示されているにすぎません。しかしながら、日本全国で警察や自治体、自治会、商店街、個人などでこれだけ多くの防犯カメラを設置している以上、合法か違法かを議論することよりも、公共の場所への防犯カメラの設置を是とする大前提に立ち、いかにしてプライバシーの保護との調和を図るかが重要ではないでしょうか。先ほどの大阪方式では、販売機と防犯カメラは事業者が設置しますが、画像は市が責任を持って管理しております。今後本市において、公共スペースの防犯カメラの設置が進んだ場合、肖像権やプライバシーの保護をどのように対応されようとしているのか、見解をお伺いしておきたいと思います。

○岩崎副議長 辻総務部長。

○辻総務部長 肖像権とプライバシーの保護についてでございますが、防犯カメラにつきましては、その効果が一般的に認知されているものの、一方で個人の肖像権やプライバシーの権利が侵害されていると感じる方もあり、画像については個人情報が含まれていることから、慎重に取り扱うべきであることは十分認識しているところでございます。米子市

個人情報保護条例や県の防犯カメラの設置及び運用に関する指針等を踏まえ、全庁的に画像データ取扱者の限定、録画装置及び記録装置の施錠保管、データの定期的消去等を遵守し、個人情報保護のさらなる徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

○岩崎副議長 安田議員。

○安田議員 次に、防犯カメラの設置につきましては、設置に対する市民ニーズも高く、地域における犯罪抑止にもつながる有効な手段であると考えております。防犯カメラを不特定多数の人が往来する公共区間に設置することはプライバシーの保護や個人情報の適切な取り扱いに充分配慮する必要があるものと思っています。防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置目的を明確化することやその目的に則した必要最低限での撮影とするなど、設置者が配慮すべき事項について定めた米子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを定めて運用するべきと思いますけど、見解を聞いておきたいと思います。

○岩崎副議長 辻総務部長。

○辻総務部長 防犯カメラについてのガイドラインということについてでございます。公共施設等に防犯カメラを設置する際は、その有用性を保ちつつ、個人情報の漏えいなどが生じないように、設置目的を明確にし、防犯カメラの設置場所や撮影範囲のほか、防犯カメラ及び画像の適切な管理体制に関する事項について定めることが適当であることから、各部署で適切な運用管理ができるように統一的な方針の策定を検討したいと考えております。

○岩崎副議長 安田議員。

○安田議員 次に、ガイドラインの項目に定めるに当たっては、防犯カメラを設置する際には、プライバシーや個人情報に配慮した設置及び運用が行われるよう、設置運用規則規定を策定することを設置者の責務として定めるなど、必要です。設置運用規定につきましては、撮影した画像の漏えいを防止するため、運用責任者や操作担当者を除く、第三者の視聴等を制限することや画像の保存期間を設置目的に照らして必要最小限にするなど、個人情報を適正に管理するために必要な事項を定めることも必要であります。防犯カメラの設置及び運用に当たっては、市民のプライバシーの保護を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いに留意することで、防犯カメラに対する信頼を確保しながら、犯罪のない安心して暮らせる安全な社会の実現を目指して取り組んでいただくことをお願いをし、質問を終わりたいと思います。